

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月

京丹波町農業委員会

# 京丹波町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月  
京丹波町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

京丹波町の農業は、水稻を中心に、土地利用型作物である黒大豆・小豆・そばの栽培とみず菜、ほうれん草、紫ずきん等の京野菜を中心とした園芸作物の生産が展開されている。しかしながら、1戸あたりの平均耕地面積は小規模であり、過疎・高齢化による農業の担い手不足に加えて鳥獣被害が拍車をかけ、営農意欲が減退し農地の遊休化が進む状況にある。

平地と中山間が混在する本町では、農地の利用状況や営農類型が異なることから、平地においては、農地中間管理事業を活用し担い手への農地集積・集約化を進め、中山間地域においては、日照不足や有害鳥獣による農作物への被害などにより営農継続が困難な条件不利地については、農地性の判断を慎重に検討する必要がある。

また、米の価格が低迷する中、農家所得の向上を図るため関係機関と連携し、高付加価値な米の生産や需要のある収益性の高い京野菜、小豆、黒大豆等への転換を推進するなど、課題解決に向けた対策をはかることが重要である。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、京丹波町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (2018年3月)	1,660ha	12.0ha	0.72%
3年後の目標 (2021年4月)	1,655ha	10.5ha	0.63%
到達目標 (2023年4月)	1,650ha	9.5ha	0.58%

※数値の考え方

「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」において現状(2018年3月現在)遊休農地面積12ha  
目標設定において2.5ha減

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 推進委員は、担当する地域の農家と意志の疎通をはかるとともに農業委員と連携し農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

イ 農業委員と推進委員が連携をはかるとともに、1年間に1人1筆以上、遊休農地の解消に努める「1人1筆解消運動」を展開する。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化をはかる。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③非農地判断について

利用意向調査の結果、既に山林または原野化し、農地へ復元が困難と判断した土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向及び農地転用制度との整合性をはかりながら、農業委員と推進委員が協議の上、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (2018年3月)	1, 660ha	241.3ha	14.53%
3年後の目標 (2021年4月)	1, 655ha	244.9ha	14.80%
到達目標 (2023年4月)	1, 650ha	247.3ha	14.99%

※数値の考え方

「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」において現状(2018年3月現在)集積面積241.3ha  
目標設定において247.3ha

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「京力農場プラン(人・農地プラン)」の作成・見直しについて

農業委員会として、集落や地域が抱える農業の問題を解決するため、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「京力農場プラン(人・農地プラン)」の作成と見直しに京丹波町と連携して取り組む。

#### ②農地中間管理機構等、関係機関との連携について

農業委員会は、京丹波町、京都府農地中間管理機構、農協等と連携し、農地情報を集約化する体制を整備し、規模拡大を希望する担い手との利用調整等、経営規模に応じた農地の集積を推進する。

また、利用権の設定期間が満了する農地についてリスト化を行い、「京力農場プラン(人・農地プラン)」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

#### ③農地の利用調整と利用権設定について

京丹波町の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、担い手への権利設定や集積が困難な地域でも、京丹波町や農地中間管理機構等関係機関と連携し、集落営農組織の育成や法人化、新規参入の受入れなど、地域の実情に応じた取り組みを推進する。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人・法人)	参入目標面積
現 状 (2018年3月)	3 経営体	1. 4 h a
3年後の目標 (2021年4月)	4 経営体	2. 4 h a
到達目標 (2023年4月)	5 経営体	3. 4 h a

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

京丹波町、京都府南丹農業改良普及センター、京都府農業会議と連携し、京丹波町内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）の情報を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ②農業委員会のフォローアップ活動について

京丹波町内において、高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等の促進をはかる。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件を整えるとともに新規参入者（法人を含む）が地域とのつながりを良好に保ち、安定した営農ができるよう継続的なサポートを行う。